

## キッチンカーコーナー出展要領

- 1 目 的 地域の資源と特色を活かした产品を県内各地から集め、催事を通じて消費者などに対し幅広く紹介しECへつなげ、事業者と消費者との出会いの場を提供することで、地域産業の活性化と熊本県経済の浮揚を目的とする。
- 2 期 間 催 事
- (1) 熊本駅アミュひろば  
(1日目)令和5年10月28日(土) 11:00~18:00  
(2日目)令和5年10月29日(日) 10:00~17:00
- (2) くまもと街なか広場(花畠広場)  
(1日目)令和5年10月28日(土) 11:00~20:00  
(2日目)令和5年10月29日(日) 11:00~20:00
- オンライン  
令和5年10月頃開設予定
- 3 場 所 熊本駅前アミュひろば、くまもと街なか広場 ※出展場所については調整中  
熊本市西区春日3-15-1、熊本県熊本市中央区花畠町7-10
- 4 申請書類 八代市商工会ホームページ(<https://yatsushiro-shoko.com/>)にて  
下記必要書類を掲載しておりますのでダウンロードをお願い致します。  
※ダウンロード環境のない方は、『お問い合わせ先』へご連絡下さい。  
① 各コーナー出店申込書  
② 出店する新商品の写真1枚【画像データ】  
※画像データはピンぼけなし、解像度72dpi以上でお願いします。(スマホ撮影でOKです)
- 5 申込先 八代市商工会 鏡支所 担当 森下 宛て  
下記メールアドレスへ送付ください。  
[morishita.amane@kumashoko.or.jp](mailto:morishita.amane@kumashoko.or.jp)
- 6 申込期限 令和5年8月11日(金)まで(必着)  
『キッチンカーコーナー』募集数: 現在調整中  
**※申請事業所多数の場合、熊本県商工会連合会にて抽選となっております。**  
**結果につきましては後日、全申請事業所へ連絡いたしますので予めご了承ください。**
- 7 お問い合わせ 八代市商工会 鏡支所  
八代市鏡町内田460-3 tel: 0965-52-8111

## 8 出展基準等

- (1) 地域資源を活用した飲食実演販売（アルコールを含む）の提供をメインとすること。特産品の物販・食品販売の提供も可能。
- (2) 県産品を活用し開発されてから5年以内の新商品を、1ブース1品以上出展すること。  
(新商品の判断基準: フレーバー等の追加を含むことができる)
- (3) 熊本県内の保健所が発行する食品営業許可証（移動販売の記載があるもの）を取得しており、開催日まで期限が有効であること。
- (4) くまもと物産フェアの趣旨を理解している事業者。
- (5) 使用する水道は自社で準備出来ること  
※会場内に出展者用の共同シンクの設置は設置します。
- (6) 適正価格であり食品衛生法・食品表示法・家庭用品質表示法・計量法・意匠法など法規に違反しないもの。
- (7) くまもと物産フェア実行委員会が認めるもの。
- (8) 県連、または商工会職員による代理販売は不可。事業所自らがブースにて販売・PR等を行うこと。（パンフレットの配布や、ECサイト・SNS等の案内など）

## 9 展示時間等

- (1) 展示販売等の時間は、アミュ広場（1日目）11：00～18：00、（2日目）10：00～17：00、  
くまもと街なか広場（1日目）11：00～20：00、（2日目）11：00～20：00とする
- (2) 展示等の時間は厳守し、途中で品切れしても待機すること。

## 10 出展販売手数料

物販歩合料金として、売上（税込）の5%をくまもと物産フェア実行委員会に支払うものとする。  
催事後1週間以内に売上金額をまとめて、県連に報告を行い、後日徴収する。徴収方法については、事業終了後の売上額確定ののち負担金と併せて、熊本県商工会連合会指定口座へ振り込むものとする。

## 11 設備概要

- (1) 販売ブース
- ア 販売ブースはキッチンカー1台のスペースとする。  
イ 販売場所については主催者で決定する。
- (2) 販売等
- ア 調理行為は車両内で行うものを対象とし、保健所の許可を受けた飲食物以外の販売はしないこと。  
イ 販売時は、販売間口側へサンシェード等を伸ばすことは可能であるが、別途テントやテーブルを設置しての調理行為を行うなどの拡張はできない。  
ウ 販売商品の調理（トッピングも含む）と提供はキッチンカーの中から行うこと。  
エ 販売面から直接商品や金銭の受渡しがしにくい場合は、補助人員を配置しても良い。  
オ 装飾物等については、物産フェアのイメージに反しないものに限り認めるものとし、会場美観維持のため、テント等での「のぼり」「横断幕」の掲出は不可とする。
- (3) 電気の使用について
- ア 出展ブース内で電気を使用する場合は、電気工事の発生と、使用できる電気容量に限りがあるため、必ず事前に別添②電気使用申込書にて申し込むこと。

- イ 申込がない電気器具を使用した場合、使用を中止してもらうこととなるため注意すること。
- ウ コンセントのたこ足配線は厳禁。必要な電気容量を申込書に記入し設置すること。たこ足配線や、事前に申請のない電気器具を持ち込んだことにより、電気系統のトラブル発生や、ブレーカーが落ちる事例があるため絶対に行わないこと。
- エ 持ち込みの機材および消費電力、通電希望時間等を事前に申請すること。  
申請があれば24時間通電も可能とする。
- オ スポットライトの持ち込みの場合も、別添②電気使用申込書の中に記入すること。
- カ 電球は確実に固定するとともに可燃物から離すこと。特に、展示物や段ボール等に注意すること。
- キ 当日の配線の要望があっても認めないので注意すること。（追加工事不可）
- ク 電力量によっては有料となる場合があるため注意すること。使用予定電気器具の申込があった場合のみ電気配線を行い、事前申込がない場合は配線工事を行わないものとする。

#### (4)火気の使用について

- ア 出展ブース内で調理等のため火気を使用する場合は、使用器具・使用用途などを必ず別添③火気使用申込書を提出すること。  
※家庭用カセットコンロ、電気を熱源とする機器（ホットプレート・IHコンロ・電子レンジ・電熱器等）においても申請が必要。

- イ 主催者側にて一括して消防申請を行うため、申請後の器具変更・追加等は一切認められない。  
事前に提出した内容・レイアウト通りに器具を設置すること。

#### ■消防指導による重要確認事項■

- ①火気使用の設備器具の周りには、下に耐火ボードを敷いて、三方を耐火ボードで囲うこと。
- ②会場内で火気設備を設置する場合は「消火器」を設置すること。家庭用カセットコンロでも「消火器」の設置が必要。

### 1.2 搬出入

- (1)搬出入は「搬入搬出ルールイメージ図」のとおり会場へ搬入及び搬出すること。
- (2)営業時間内の広場内への車両乗り入れはできないので、追加搬入は台車等を利用すること。
- (3)キッチンカーには、主催者が発行する許可証を必ず貼付すること。（別途送付）
- (4)入退場時は誘導警備員が先導する。誘導員なしでの入退場は不可とする。
- (5)搬出入日等
  - ア 搬出入時間および搬出入ルールについては別途連絡する。
  - イ 搬出は出展日のイベント終了後（主催者より指示）とし、その日のうちに撤去する。



※搬入搬出ルールイメージ図（アミュヒロバ）

### 1.3 注意事項について

#### (1) 出展物について

- ア 新商品の出展が条件であるが、その他の商品は既存のもので構わない。
- イ 出展物の保護は各自で行うこと。
- ウ 天災、その他不可抗力の原因により発生した事故（盜難・紛失・天災・損傷など）について主催者はその賠償の責任を負わない。
- エ 出展物は終日販売できる物量を準備すること。

#### (2) 衛生面について

- ア お客様へ提供する商品の安全を確保し、飲食の提供にあたっては特に食中毒の発生防止に努めること。また、商品の提供に起因する万一の事故については出展者の責任とする。
- イ 開催中、保健所の立入検査があるため、出展ルールを守ること。
- ウ 油物等を使用し出店場所を汚損する恐れのある場合は、ダンボール等を敷くなどの対応をすること。
- エ 容器及びふきん等は各自準備すること。容器等は各自管理し、清潔に心がけること。消毒用設備を設けて、手洗いを励行し、衛生面に十分気をつけること。
- オ 残飯・ゴミ等は各自処理すること。ゴミ等が散乱しないよう注意すること。
- カ 食品衛生責任者（それに準じる資格）を有する者1名以上が、必ず現場に常駐すること。

#### (3) 酒類販売について

- ア 酒類販売については、熊本県内の酒造メーカーが製造した商品に限る。
- イ 酒類販売の届出関係は、事業所自ら会場の管轄税務署（西税務署）へ申請を行うこと。  
提出書類データについては国税庁ホームページ上に掲載されているため確認すること。  
ただし提出する書類の中の「くまもと物産フェア出展許可証」「催事内容がわかる書類」については、後日事務局で対応する。

期限付酒類小売業免許について(国税庁HP)

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/tebiki/kourigyou2016/index.htm>

(4)給水について

- ア 会場内に出展者用の共同シンクの設置あり。
- イ 野菜くずなどの固定物や天ぷら油などの油分は詰まる原因となるため絶対に流さないこと。
- ウ 調理器具等を洗浄する際は家庭用の食器用洗剤以外は使用しないこと。

(5)ゴミについて

- ア ゴミの処理に関して、出展ブース内でのゴミは出展者にて持ち帰ること。会場内はお客様用ゴミ箱のみ設置。

(6)車輌の駐車について

- ア 専用駐車場は無いため、近隣の一般駐車場を利用すること。
- イ JR熊本駅ビル第1駐車場（アミュプラザ裏・396台）・第2駐車場（新幹線口側・588台）・第3駐車場（ビッグカメラ裏・275台）

(7)警備・事故・損害について

会場警備については、会場側の警備となるが、出品品の損傷・紛失等については、主催者は一切責任を負わない。また、火気（電気）等の取扱いには十分注意し、管理すること。

(8)禁止行為について

- ア 会期中はもとより、搬入時・施工時・搬出時においても会場内の指定区域以外はすべて禁煙となっている為、そのルールを守ること。
- イ 呼び込みのためのハンドマイクの使用は禁止とする。
- ウ 販売台等の通路へのはみ出しや、通路での販売行為は、顧客の買い物や通行の妨げになるため禁止とする。

(9)雨天時について

- ア 小雨決行とする。
- イ 強風などの荒天時は、催事中止の判断を10月25日（水）に事務局にて行う。

(10)給油について

ガソリンの貯蔵・取扱は慎重に取り扱うこと。また、営業時間前に給油を行い営業時間内の給油は原則行わないこと。

(11)在庫管理について

会場内にはブース以外の商品のストックヤードがないため、各自保管すること。